

判決年月日	平成19年2月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成18年（行ケ）10203号		
○ 名称を「認証方法および装置」とする発明に係る特許につき，引用発明に基づき当業者が容易になし得た発明であるとして，請求項1～7の全部を無効とした審決に対し，その判断の一部に誤りがあるとして，請求項1～6を無効とした部分が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

上記本件発明に係る特許に対し，無効審判請求を受けた特許庁は，本件発明の請求項7が甲第1，第2号証記載の発明に基づき当業者が容易になし得た発明であり（審決判断1），また，請求項1～7は甲第2～4号証記載の発明に基づき当業者が容易になし得た発明である（審決判断2）として，請求項1～7の全部を無効とする審決をした。そこで，特許権者が審決の取消しを求めたのが本件である。

本判決は，審決判断1については，審決の判断を是認したが，審決判断2については，審決の相違点1についての判断を誤りとし，結局，審決のうち，請求項1～6を無効とした部分を取り消した。

請求項1の発明（本件発明1）の要旨は，「携帯電話に表示されるバーコードを使用した認証方法であって，認証装置が，認証要求者の顧客である被認証者の発信者番号を含むバーコード要求信号を被認証者の携帯電話から通信回線を通じて受信するステップと，前記認証装置が，前記被認証者の顧客データが顧客データベースに記録されているか否かを判定するステップと，前記認証装置が，前記被認証者の顧客データが前記顧客データベースに記録されていたときに，前記被認証者に固有のバーコードを生成するステップと，前記認証装置が，該バーコードを前記被認証者の発信者番号の携帯電話に通信回線を通じて送信すると共に，該バーコードをバーコードデータベースに記憶させるステップと，前記認証装置が，被認証者によって携帯電話に表示されて提示され，且つ認証を求める認証要求者のバーコード読み取り装置で読み取られて認証を求める認証要求者から通信回線を通じて送信されてきたバーコードを受信するステップと，前記認証装置が，該受信したバーコードが，前記バーコードデータベースに記録されているバーコードと一致するか否かを判定するステップと，前記認証装置が，受信したバーコードが前記バーコードデータベースに記憶されていたときに，当該バーコードを携帯電話により提示した被認証者を認証する旨の信号を前記認証要求者に通信回線を通じて送信するステップと，を備えている，認証方法。」というものである。審決判断2は，甲第3号証記載の発明（引用発明2）を主引用例として，本件発明1との一致点及び相違点1～4を認定したが，この引用発明2は，ネットワークサービスの利用に関する利用者の認証システムであり，相違点1は，「引用

発明２では、第１の認証用コードが『一時的なパスワード』であり、第２の認証用コードが『一時的パスワードとユーザＩＤ』であり、第２の認証用コードが利用者ＰＣに入力され、リモート接続装置に受け取られるものであるのに対し、本件発明１では第１の認証用コードと第２の認証用コードが共に『バーコード』であり、携帯電話に表示され、認証要求者のバーコード読み取り装置で読み取られるものである点」であった。そして、審決は、この相違点１につき、「引用発明２の『一時的なパスワード』は、文字メッセージとして利用者ＰＨＳ端末に表示されるものであるが、甲第４号証には識別情報として、文字、記号、またはバーコードのようなコード形式のものが示されており、第１の認証用コード又は第２の認証用コードとしてどのようなコードを用いるかは適宜決定すべきものである。甲第２号証には、携帯電話を認証に用いる場合に、認証用コードとしてバーコードを表示するものが示されているから、認証用コードとしてバーコードを用いることは容易に為し得ることである。そして、認証用コードとして、バーコードを用いた場合、入力装置としてバーコード読み取り装置を用いることもバーコードを用いたときの当然に帰結に過ぎない。」等として、容易想到と判断し、他の相違点についても容易想到とした上、本件発明１は容易に発明をすることができたものであり、請求項２～７の各発明も、本件発明１の発明特定事項の一部を発明特定事項とするものであるから、本件発明１における同様の理由により容易に発明をすることができたものであると判断した。

本発明は、下記のとおり判断して、審決の上記相違点１についての判断を誤りとしたものである。

「原告は、引用発明２における『一時的なパスワードとユーザＩＤ』をバーコードに置き換えるようなこと（正確には、・・・「『一時的なパスワードとユーザＩＤ』を『バーコードと発信者番号』に置き換えること」であり、対応関係を考慮すれば、「『一時的なパスワード』を『バーコード』に置き換えること」である。）を、当業者が行うとは考え難い旨主張する。

しかるところ、甲第１号証には、・・・との記載があり、この記載によれば、認証用コード（ユーザーコード情報）には、様々な種類があり、かつ、その種類によって入力手段（入力装置）も異なることが認められる。そうすると、当業者がどのような認証用コードを選択するかについては、認証用コードを用いる目的や、それぞれの認証用コードを用いた場合の利害得失、認証用コードを入力する状況（入力者が、認証要求者側であるか、被認証者であるか、入力場所が認証要求者の支配領域であるか、被認証者の支配領域であるか、認証要求者と被認証者が対面しているか否か等）などを考慮して決定されるものであることは明らかであって、これらの点を度外視して、特定の認証用コードが、周知又は公知であるからといって、それを適用することが直ちに容易であるとすることはできない。

しかるところ、審決は、「甲第２号証には、携帯電話を認証に用いる場合に、認証用コードとしてバーコードを表示するものが示されているから、認証用コードとしてバーコードを用いることは容易に為し得ることである。」と判断する。そして、甲第２号証には、

「同社・・・は、ほかのコンビニチェーン同様、店舗にマルチメディア端末を設置し、来店客にオンラインで商品やチケットなどを購入してもらうサービスを始めている。・・・年内には携帯電話による決済も始める予定だ。携帯電話の購入者に個人を識別するためのバーコードを与え、来店時に携帯電話の画面にバーコードを呼び出してもらう。それを店員がバーコードリーダーで読めば、現金やカードを使わずに決済ができる仕組みだ。」・・・との記載があるから、審決の認定のとおり、「携帯電話を認証に用いる場合に、認証用コードとしてバーコードを表示するものが示されている」ということができる。しかしながら、上記記載によれば、甲第2号証には、そのほかに、当該認証用コードの使用目的は商品等購入代金の決済であること、認証用コードを使用する場所が認証要求者の支配領域である店舗内であり、認証要求者側の者（店員）と被認証者が対面し、認証要求者側の者が認証要求者の機器（バーコードリーダー）により認証用コードの入力を行うことが記載又は示唆されており、これらの状況に、認証用コードとしてのバーコードの特徴である、当該コード情報を視覚的に読み取ることが不可能であることや、入力にバーコード読取り装置という専用の（換言すれば、汎用性のない）装置を必要とすることを併せ考えると、バーコードがコード情報を視覚的に読み取ることが不可能であるという点は、甲第2号証の場合における、購入代金の決済という目的、店舗内という他の来店客等の目を考えなければならない状況、認証要求者側の者と被認証者が、認証要求者の支配領域内で対面し、認証コードの入力を認証要求者側が、認証要求者の装置で行い得るという、不正に対処する上での利点（仮に、認証コードが、数桁の暗証番号のような容易に記憶できるようなものであれば、来店客は、認証要求者側に属するとはいえ店員にそれを知られることにつき抵抗を感じずから、不正に対処する上での利点を多少犠牲にすることになるとしても、その入力を、他の者に見えない状況で来店客自身が行う仕組みを採用することが予想される。）等に適合するし、また、バーコード読取り装置は、多数の来店客に係るバーコードの読取りに使用されるから、汎用性がないという欠点も補うことができる。したがって、甲第2号証記載のシステムにおいて、認証コードとしてバーコードを利用することは、極めて合理的であるということができる。

他方、甲第3号証には、・・・との各記載があり、これらの記載によれば、引用発明2は、ネットワークサービスに関する利用者の認証システムであり、認証用コードである「一時的なパスワード」は、例えば「VWXYZ」のような文字メッセージであって、利用者（被認証者）により、利用者のパーソナルコンピュータに入力されるものであることが認められ、また、認証用コードを使用する場所は、利用者の自宅等、被認証者の支配領域内であり、被認証者と認証要求者（ネットワーク資源の提供者）とは対面しておらず、認証用コードは、利用者のパーソナルコンピュータのキーボードという、通常、パーソナルコンピュータに付属し、かつ、汎用性の高い入力機器によって入力されることが示唆されているということができる。

そうすると、上記甲第2号証の場合において、認証用コードとしてバーコードを利用す

ることを合理的とした事情，とりわけ，店舗内という他の来店客等の目を考えなければならない状況，認証要求者側の者と被認証者が，認証要求者の支配領域内で対面し，認証コードの入力を認証要求者側が，認証要求者の装置で行い得るという不正に対処する上での利点，バーコード読取り装置の汎用性のないという欠点を，多数の来店客について使用することによって補い得ること等は，引用発明２においては存在し得ない条件となるから，これらの点について何ら考慮することなく，甲第２号証に，携帯電話を認証に用いる際，認証用コードとしてバーコードを表示するものが示されているとの理由により，引用発明２に，認証用コードとしてバーコードを適用することが，当業者に容易になし得ることとするのは誤りである。・・・審決は，「引用発明２では・・・認証用コードを入力するために用いる利用者ＰＣは利用者側に属するものである」点を取り上げ，「認証のために使用する装置が被認証者側に属するか認証要求者側に属するかは構築するサービスの形態によって自ずと定まる程度のことである。例えば，店舗でクレジットサービスを受ける際には，クレジット番号等は店舗の装置に入力されるが，自宅でオンラインショッピングのサービスを受けるときには利用者のパソコンにクレジット番号等の入力を行いクレジット処理を行うことになる。従って，バーコードが認証要求者のバーコード読取り装置で読み取られることは格別のことではない。」と判断する。しかしながら，クレジットサービスに係るクレジット番号は，通常，視覚的に読むことができ，読みながら，パーソナルコンピュータのキーボードによって入力することも可能であるが，暗証番号のように容易に記憶し得る程単純ではない文字（数字）列によって構成されており，店舗内で入力する場合には専用の読取り装置が用いられるものであって，来店客が，店舗側の者にその入力を委ねることにさほど抵抗を感じないものではないという特徴を有しており，これらのことから，クレジットサービスでは，クレジット番号を，来店者が店舗の装置に入力することによる認証も，オンラインショッピングの際に，利用者のパーソナルコンピュータに入力することによる認証も，ともに，本件特許出願当時，既に確立された技術として，相互に代替可能で等価な取引形態となっていたという事情が存在することが推認される。そして，そうであれば，そのようなバーコードともパスワードとも全く異なる特徴を有する認証用コードを例に挙げて，「バーコードが認証要求者のバーコード読取り装置で読み取られることは格別のことではない。」と判断することは誤りであるといわざるを得ない。

そして，他に，甲第２号証の場合と，引用発明２における場合との，バーコード使用の条件の相違についての合理的な説明は，審決になく，本件において主張も立証もされていないから，審決の相違点１についての判断は誤りというべきである。」